

企 画



企

画

1 歴 代 三 役

市 長

| 代 | 市 長 名 | 就任年月日 | 離任年月日 |
|----|---------|------------|------------|
| 初代 | 白 石 譽二郎 | S 12.12.30 | S 16.12.29 |
| 2 | 白 石 譽二郎 | 16.12.30 | 19. 5. 4 |
| 3 | 西 澤 定 義 | 19. 5. 5 | 21. 3.17 |
| 4 | 島 村 計 治 | 21. 7. 2 | 21.12.31 |
| 5 | 荒 井 源太郎 | 22. 4. 5 | 26. 4. 4 |
| 6 | 白 石 捷 一 | 26. 4.24 | 30. 4.10 |
| 7 | 小 野 勲 | 30. 5. 2 | 34. 4.29 |
| 8 | 小 野 勲 | 34. 5. 1 | 38. 4.29 |
| 9 | 小 野 勲 | 38. 5. 1 | 40. 2.24 |
| 10 | 泉 敬太郎 | 40. 4.15 | 44. 4.14 |
| 11 | 泉 敬太郎 | 44. 4.15 | 48. 4.14 |
| 12 | 泉 敬太郎 | 48. 4.15 | 52. 4.14 |
| 13 | 泉 敬太郎 | 52. 4.15 | 56. 4.14 |
| 14 | 泉 敬太郎 | 56. 4.15 | 59.10.16 |
| 15 | 伊 藤 武 志 | 59.11.18 | 63.11.17 |
| 16 | 伊 藤 武 志 | 63.11.18 | H 4.11.17 |
| 17 | 伊 藤 武 志 | H 4.11.18 | 8.11.17 |
| 18 | 伊 藤 武 志 | 8.11.18 | 12.11.17 |
| 19 | 佐々木 龍 | 12.11.18 | 16.11.17 |
| 20 | 佐々木 龍 | 16.11.18 | 20.11.17 |
| 21 | 佐々木 龍 | 20.11.18 | 24.11.17 |
| 22 | 石 川 勝 行 | 24.11.18 | |

助 役

| 代 | 助 役 名 | 就任年月日 | 離任年月日 |
|----|---------|------------|------------|
| 初代 | 本 藤 巴勢一 | S 12.12.21 | S 15.11.28 |
| 2 | 西 澤 定 義 | 17. 7.22 | 19. 5. 4 |
| 3 | 矢 野 桃 郎 | 19. 5.10 | 20. 9.15 |
| 4 | 白 石 喜 八 | 20.11.10 | 22. 4.10 |
| 5 | 中 川 英 嗣 | 22. 7. 1 | 23. 4.14 |
| 6 | 近 藤 続 行 | 23. 4.30 | 26. 5.10 |
| 7 | 岡 田 稔 | 26. 5.28 | 26. 9.14 |
| 8 | 岡 田 大 六 | 26. 9.17 | 30. 1.28 |
| 9 | 瀧 幸 龍 榮 | 30. 7.21 | 34. 7.20 |
| 10 | 瀧 幸 龍 榮 | 34. 7.21 | 38. 7.20 |
| 11 | 伊 東 祐 一 | 38. 8. 1 | 40. 7.31 |
| 11 | 近 石 義 己 | 38. 8. 1 | 40. 7.31 |
| 12 | 齋 藤 一 | 40.12. 4 | 44.12. 3 |
| 13 | 井 上 啓三郎 | 45. 3.28 | 49. 3.27 |

| 代 | 助 役 名 | 就任年月日 | 離任年月日 |
|----|---------|------------|------------|
| 14 | 松 田 茂 久 | S 49. 6.29 | S 53. 6.28 |
| 15 | 松 田 茂 久 | 53. 6.29 | 57. 6.28 |
| 16 | 松 田 茂 久 | 57. 6.29 | 60.12.31 |
| 17 | 加 藤 照 光 | 61. 1. 1 | H元.12.31 |
| 18 | 加 藤 照 光 | H 2. 1. 1 | 5.12.31 |
| 19 | 加 藤 照 光 | 6. 1. 1 | 6. 9.30 |
| 20 | 神 野 秀 明 | 6.10. 1 | 10. 9.30 |
| 21 | 神 野 秀 明 | 10.10. 1 | 12.12.31 |
| 22 | 片 上 孝 光 | 13. 1. 1 | 14.12.31 |
| 23 | 鈴 木 暉三弘 | 15. 1. 1 | 18.12.31 |

副 市 長 (H19.4.1から助役制度を廃止し、副市長制度を新設)

| 代 | 副 市 長 名 | 就任年月日 | 離任年月日 |
|----|---------|-----------|------------|
| 初代 | 石 川 勝 行 | H19. 4. 1 | H23. 3. 31 |
| 2 | 石 川 勝 行 | 23. 4. 1 | 24. 9. 21 |
| 3 | 近 藤 清 孝 | 25. 1. 1 | |

収 入 役

| 代 | 収 入 役 名 | 就任年月日 | 離任年月日 |
|----|---------|------------|------------|
| 初代 | 小 野 豊 | S 12.12.21 | S 16.12.19 |
| 2 | 小 野 豊 | 16.12.20 | 20.11. 9 |
| 3 | 小 野 豊 | 20.11.10 | 22. 6.19 |
| 4 | 小 野 豊 | 22. 6.20 | 22.12.31 |
| 5 | 鈴 木 健 市 | 23. 4.30 | 27. 4.30 |
| 6 | 鈴 木 健 市 | 27. 5. 1 | 31. 4.30 |
| 7 | 鈴 木 健 市 | 31. 5. 1 | 35. 4.30 |
| 8 | 鈴 木 健 市 | 35. 5. 9 | 39. 5. 8 |
| 9 | 齋 藤 一 | 39. 5. 9 | 40.12. 3 |
| 10 | 藤 田 襄 治 | 40.12. 4 | 44.12. 3 |
| 11 | 永 易 治 | 45. 3.28 | 49. 3.27 |
| 12 | 稲 見 正 夫 | 49. 6.29 | 53. 6.28 |
| 13 | 稲 見 正 夫 | 53. 6.29 | 57. 6.28 |
| 14 | 稲 見 正 夫 | 57. 6.29 | 60.12.31 |
| 15 | 高 橋 昭 博 | 61. 1. 1 | H元.12.31 |
| 16 | 高 橋 昭 博 | H 2. 1. 1 | 5.12.31 |
| 17 | 高 橋 昭 博 | 6. 1. 1 | 6. 9.30 |
| 18 | 近 藤 宗 治 | 6.10. 1 | 10. 9.30 |
| 19 | 近 藤 宗 治 | 10.10. 1 | 12.12.31 |
| 20 | 稲 見 重 幸 | 13. 1. 1 | 16.12.31 |
| 21 | 田 村 浩 志 | 17. 4. 1 | 21. 3.31 |

2 第五次長期総合計画

(1) 策定の経緯と意義

本市では、昭和47年に第一次新居浜市長期総合計画を策定して以来、四次にわたり市政の総合的かつ長期的な指針として、社会経済情勢の変化に対応した計画を策定し、行財政の運営を図ってきた。

平成13年には、第四次新居浜市長期総合計画を策定し、『～共に創ろう～「心と技と自然が調和した誇れる新居浜』を目指す都市像として、市民一人ひとりが住んでよかったと心から感じ、誇りに思うことができるまちを目標とした諸施策を総合的に展開してきた。

しかし、人口減少とともに、少子高齢社会の到来、経済の低成長時代など本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化している。また、地方分権に向けた流れの本格化により、国と地方の関係の見直しが行われ、従来にも増して自治体の自立と責任が強く求められている一方で、それを支える本市の財政状況は厳しさを増しており、従来の価値観や手法では対応できない課題が多くなっている。このため、行財政基盤の充実に努めるとともに、今まで以上に市民、団体、事業者と行政が協働して地域の課題に的確に対応し、個性あふれるまちづくりを推進することが必要となっている。

このような中で、新しい時代を見据え、本市が今後も持続的発展を遂げるために第四次長期総合計画を見直し、「今後10年間の新居浜市の最高方針」として第五次新居浜市長期総合計画が平成23年3月に策定された。

(2) 計画の構成

① 基本構想

将来都市像・まちづくりの目標・施策の大綱など、本市が目指す新しいまちづくりの基本方向を示す。

② 基本計画

将来都市像を実現するための分野別の基本的施策を体系的に示す。

③ 実施計画

基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について示す。

(3) 基本構想

基本構想は、今後10年間のまちづくりについて基

本的な考え方を示すもので、本市の将来都市像(目指す姿)やまちづくりの理念を示すとともに、6つのフィールド別にまちづくりの目標と、計画の推進を含め45項目の施策を定めている。

① 将来都市像

— あかがねのまち、笑顔輝く —
産業・環境共生都市

② まちづくりの理念

- 1 市民が安全・安心を実感できるまちづくり
- 2 市民、団体、事業者と行政が一体となったまちづくり
- 3 市民が郷土に誇りと愛着を持てるまちづくり
- 4 子どもたちの未来に責任が持てるまちづくり

③ 基本指標(人口)

1 将来人口

本市の人口は、今後も減少することが予想されるが、子育て支援の充実や産業振興等により、120,000人を維持することを目標とする。

2 交流人口

本市の交流人口は、観光資源の活用や広域アクセス性の向上等により、平成32年度には300万人を目標とする。

④ まちづくりの目標

フィールド1 快適交流

～人が集い、快適で利便性の高い都市の実現～

市民一人ひとりがゆとりと魅力ある生活を楽しみ、健やかな暮らしを営むことのできる快適で利便性の高い都市づくりを進めます。また、瀬戸内の中央という本市の立地条件、多様な産業の集積、先人たちが築いてきた歴史、文化などをいかし、人やものが行き交う、にぎわいあふれる交流都市を目指します。

フィールド2 環境調和

～地域にやさしい、地球にやさしい暮らしの実現～

豊かな自然と美しい環境を未来の子どもたちに残すため、世界に先駆け100年前に環境問題に取り組んだ先人に学び、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換など人と自然が共生するまちづくりを進めます。また、市民、団体、事業者と行政の協働のもと、地球温暖化対策、ごみの減量化や水環境の向上に取り組み、持続可能な環境都市を目指します。

フィールド3 経済活力

～持続的発展が可能な、活力ある産業活動の実現～

本市を支える産業の持続的発展を促進するために、工業については、ものづくり人材の育成を図

3 施政方針(平成26年度)

るとともに、産業基盤の強化に努めます。また、農林水産業、商業においては、消費者の嗜好や環境の変化に応じた施策の実施を図ります。そして、多様な観光資源をいかし、交流人口の増加に努め、活気あふれる産業活力都市を目指します。

フィールド4 健康福祉

～誰もが健康で、生きがいと安心感のある暮らしの実現～

少子・高齢化が進展し、世帯構成の変化などが進む地域社会において、一人ひとりが認めあい、支えあう社会をつくりまします。また、年齢や障がいの有無に関係なく、生きがいをもって社会に参画し、生涯を心身共に健康に過ごすことが可能な環境づくりに努めることにより、地域の中で、誰もが安心して暮らすことのできる健康福祉都市を目指します。

フィールド5 教育文化

～市民の力が育まれ、次世代へ継承される社会の実現～

近代化産業遺産などのこれまで培ってきた文化や地域資源を市民の誇りとして、継承するとともに、学校教育や社会教育、スポーツ、芸術文化等を振興し、次世代の人材を育むまちづくりを目指します。

フィールド6 自立協働

～多様な地域主体が自立・連携する協働型社会の実現～

市民一人ひとりのかけがえのない命と、人権が尊重され、誰もが安心して生き生きと暮らせる社会づくりのため、NPOや地域コミュニティ活動の支援を行うとともに、自治の強化と協働のまちづくりを推進し、「民」の力を十分にいかすことのできる市政の運営を目指します。

計画の推進

第五次長期総合計画の推進に向けて、市民主体の市政を行うために情報公開を徹底するとともに、効果・効率的な自治体経営を進めます。

(4) 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた将来都市像を実現するとともに、45項目の施策を体系的に取り組むために、施策に基づく167項目の基本計画や主な取組内容を示している。また、基本計画は、今後の社会経済情勢等の変化に対応するため、中間年(平成27年度)に見直しを行うこととしている。

平成25年度を振り返って

私は、市長就任に際し「経済の再生」、「地域コミュニティの再生」、そして「市役所の再生」、この「三つの再生」を行政運営の柱とすること、そして就任1年目の平成25年度を「再生へのスタートの年」として取り組むことを申し上げました。再生へのスタートにあたり、新居浜市の舵取り役として、「共につくろう笑顔輝く新居浜市 夢をかたちに チーム新居浜」の実現には、市民、団体、事業者と行政が一体となった市民目線での取組が肝要との思いから、広く皆様のご意見やお考えを市政に反映するため、昨年6月には各界各層の方からなる「政策懇談会」を設置いたしました。

政策懇談会では、25年度のテーマとして「経済の再生」と「コミュニティの再生」の二つのテーマについて、熱心な審議をしていただき、昨年12月には、「経済の再生」、「コミュニティの再生」、そして「市政全般に関する事項」について提言をいただくことができました。

いただいたご提言は、いずれも市民、企業の皆さんが、ふるさと新居浜の発展を願う切実な声であると受け止め、平成26年度予算において可能な限り反映をいたしております。

私は、就任1年目の25年度を「再生へのスタートの年」、そして来たる26年度は「再生への実行の年」と位置づけ、政策懇談会からいただいた提言をもとに再生への施策を展開し、その成果を検証していくなかで、次のステップアップにつなげてまいりたいと考えております。

「三つの再生」と「政策懇談会」の取組

まず、「経済の再生」であります。

政策懇談会から「経済の再生」について、農林水産業、商業、観光・物産、工業の4分野について提言をいただきました。

まず、「農林水産業の振興」では、共通する課題として農林水産物価格の低迷や担い手不足、また事業基盤整備等の問題があげられております。この課題解消に向けた具体的な提言事業として、遊休農地管理用機材の導入を支援する耕作放棄地解消促進事業や施設栽培促進のための野菜ハウス設置事業に取り組んでまいります。また、漁業関連施設の設備のほか、地産地消や消費拡大を推進するため異業種との新たな連携による地産食材六次産業化推進事業を実施し、新居浜産の新たな食材の開発を支援いたします。

「商業の振興」では、全国的に商店街を取り巻く環境は厳しい状況に置かれており、現在、商店街、商工会議所、市行政の三者で、中心商店街活性化のための協議を進めております。引き続き、三者による協議会に

において、実効性の高い商店街活性化策の検討・協議を行ってまいります。

「観光・物産の振興」では、市外からの観光客誘致のための観光宣伝や情報発信、また、地場産品の開発による地域経済の活性化に向けた提言をいただきました。観光・物産振興の具体的施策として、着地型旅行商品の造成に加え、新たに立体手法を取り入れた魅力的な観光イラストマップの作成、また、東京、大阪等での物産展にも取り組んでまいります。

「工業の振興」では、本市のものづくり企業がグローバル化や少子高齢化、環境社会への適応など新たな経済環境の変化に対応し、持続可能な経営基盤と激動の時代を勝ち抜く競争力を持ち合わせた企業体質に変革することが求められておりますことから、意欲ある地域企業に対する支援体制の強化・拡充、人材の育成・確保、企業誘致・立地(新規投資)の促進など多岐にわたる提言をいただきました。

本市経済の再生に向けまして、昨年8月には、新居浜の地場産物が培ってきた優れた技術や技能、製品を「新居浜ものづくりブランド」として、27社、35の製品・技術を認定し、愛媛県とも連携して大型見本市への出展など全国に向けた販路開拓を支援してまいりました。さらに、支援体制を強化するため、インターネットを活用した「新居浜ものづくりブランド」の全国的な認知度向上と認定企業の販路開拓・受注機会の創出に取り組んでまいります。また、今回の提言を踏まえまして、企業立地促進条例や中小企業振興条例の充実強化策を提案しております。これら本市独自の経済活性化策や中小企業振興策を展開するとともに、全国的な好況感が本市経済にも広く浸透するよう、地元経済界や住友各社、関係機関とも連携し地域の総合的な支援体制を強化してまいります。

次に、「地域コミュニティの再生」であります。

昨年12月、南海トラフ巨大地震における愛媛県地震被害想定調査結果が公表されました。本市における被害想定は、死者数1,841人、建物全半壊48,033棟と非常に衝撃的な数値であります。しかし、我々は、この被害想定が現実のものであることを真摯に受け止め、近い将来発生する南海トラフ巨大地震に対し、行政、地域が一丸となって備えなければなりません。行政による防災、減災の取組が重要であることは申し上げるまでもありませんが、それにはおのずと限界もございます。本市が経験した16年災害をはじめ、いざという時には、一番身近なコミュニティである自治会が頼りになるということは、これまでの災害経験が物語っております。そのためにも、「地域コミュニティの再生」が不可欠であります。

自治会は、人と人をつなぎ、そこに暮らす人々の生活を協同して共に守るという古来の共助の精神に支えられた歴史ある組織であります。しかし、良しきにつ

け悪しきにつけ個人主義の浸透により、地域コミュニティへの帰属意識が希薄になり、自治会への加入率も低下の一途をたどっております。

そして、政策懇談会からも、この視点を踏まえた地域コミュニティ再生のための具体的施策として、地域課題解決と校区再生のための新しい交付金制度の創設、また、単位自治会再生と安心安全のまちづくりのための防犯灯の電気代及びLED化について全額市負担による実施、安心安全のまちづくり推進のための防災・防犯活動への積極的支援、さらにコミュニティ活動に対する市職員の意識改革について提言をいただきました。

これらの提言を踏まえまして、26年度は、現行の自治会交付金制度の抜本的な見直しを行い、次の三つの視点「地域課題解決」、「地域の誇りを磨く」、「地域づくりの仕組み、人材育成」を主眼に置いた新たなコミュニティ活性化事業を創設し、防災や福祉、環境などについて主体的な取組を支援する仕組みを構築し、協働推進を図ってまいります。さらには、自治会防犯灯のLED化事業について、連合自治会と協議したうえで取組を進めてまいります。

三点目に「市役所の再生」であります。

政策懇談会からの「市政全般に関する事項」のなかでも、職員の意識改革、市役所内部の政策推進体制の更なる充実について提言をいただいております。市役所内の政策推進体制の明確化、そしてスピード感を持って取組を進めるため、新たに企画部に政策推進担当を配置いたします。さらに、部局長、総括次長及び課長の職務に、政策推進に関することを明確に位置づけして推進体制の強化を図ってまいります。

さらに、全庁的な意識改革を推進するため、新居浜市人材育成基本方針に定めます「Challenge (チャレンジ)」、「Cost (コスト)」、「Change (チェンジ)」の「3C (サンシー)」を実践してまいります。チャレンジ『郷土愛を持ち、チャレンジ精神旺盛な職員』、コスト『コスト意識を持ち、市民の視点で行動できる職員』、チェンジ『プロ意識を持ち、時代に即応して変革できる職員』、この「求められる職員像、3C」を着実に実践していくことが、私の目指す「市役所の再生」につながるものであります。この3Cを徹底し、チャレンジ精神旺盛で夢のある「挑戦する」市役所を目指してまいります。

また、「市役所の再生」には、市役所の顔とも言えます窓口サービスについて、利用者目線での運用改善が不可欠であります。26年度は、窓口サービスの課題解決に向けまして、庁内プロジェクト会議において総合窓口の開設及びワンストップサービスの検討を行うとともに、早期導入に向けた準備を進めてまいります。

26年度は、新たなテーマとして「健康都市づくり」と「教育力の向上」の二つについても取組を進めてまいります。

まず、「健康都市づくり」につきましては、超高齢化

4 行政改革

社会を迎え、高齢者介護、高齢者医療の問題など大きな社会問題となっており、これを解決することは喫緊の課題ではないかと思えます。このため、元気で長生きのできる「健康長寿社会」の実現を目指し、「食育の推進」、「各種検診の拡充」、「スポーツの振興」などに取り組んでまいります。

また、「教育力の向上」は、いわゆるゆとり教育の弊害による学力の低下、いじめ不登校等が大きな社会問題となっていることから、今一度、家庭、学校、地域の役割を見直し、「家庭でしつけ」、「学校で学び」、「地域で育てる」ことを再確認し、子どもの健全な育成に努めたいとの思いから、放課後児童教育の充実を図るとともに、今後は地域子ども会の育成強化などにも取り組んでまいりたいと考えております。

この新たなテーマであります「健康都市づくり」と「教育力の向上」を推進するため、福祉部と教育委員会事務局に、それぞれ担当の戦略監を設置いたします。

利他の心

仏教の教えに、「利他の心」があります。「利他の心」とは、自分の利益よりも他人の利益を重んじ、他人が利益を得られるようにすること、自分のためでなく誰かの幸せのために生きるという善の心です。この「利他の心」は、人間として一番大切な生き方ではないかと思えます。

しかしながら、かつて日本人の美徳といわれた「思いやり」や「利他の心」というものが、今日の日本社会から失われつつあります。

かつて、環境問題の先駆者である伊庭貞剛氏が、別子の荒れ果てた山々を見て「別子全山を旧のあおあおとした姿にして、これを大自然にかえさねばならない。」と決意して年間100万本の植林を進めたこと、また、若い従業員の教育塾である「自彊舎」を設立した鷲尾勘解治氏が「別子銅山の末期に於いて、これに代わるべき事業を興す。」ことを決断し、地方後栄を第一義に新居浜市が工業都市として自立するために、新居浜港建設や工業用地造成など先見的な都市計画を次々と断行させた根底には、やはり自己や会社の利益よりも、将来の日本とそこに生きる人々の利益を優先する「利他の心」があったことにほかならないと思えます。さらに、地方を永遠に繁栄させるためには、地域も会社と「共存共栄」の考えを持つべきであるという鷲尾氏の教えも、「利他」の考えに基づくものであります。「自彊舎」は昨年、止む無く取り壊されることとなりましたが、これらの精神は今を生きる私達の使命として、将来に引き継いでいかなければなりません。

私自身、改めまして「思いやり」や「利他の心」という「徳」に根ざした生き方を基軸に、物事を考え、決断していかなければならないと強く肝に銘じてまいります。

(1) 行政改革の推進

近年、国、地方ともに厳しい財政状況が続き、人口減少・少子高齢社会の本格化、経済のグローバル化と地域経済の低迷、地方分権時代の到来をはじめ、社会経済情勢は常に大きく変動を続けており、地方自治体は住民に最も身近な存在として、より迅速で的確な社会環境変化への対応が求められている。

本市では、昭和60年度に「第一次行政改革大綱」を策定、昭和61年度に「第二次行政改革大綱」を策定し、行財政運営の効率化、活力ある組織づくりと人材育成、行政の公正・透明性を目指した行政改革の推進に取り組んできた。

平成6年10月には「新居浜市行政改革要綱」を策定し、以降、毎年度の行政改革実施計画に基づき行政改革を推進し、平成14年度には、平成18年度までの「新居浜市行政改革大綱」を策定した。

また、平成17年度には、国の「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」を受け、平成21年度までの5か年計画である「新居浜市集中改革プラン」を策定、平成19年度には、長期総合計画を意識し、平成22年度までの「新居浜市行政改革大綱2007」を策定し、行政改革の推進に取り組んできた。

さらに、これまでの改革の実績を踏まえ、効果・効率的な行政運営システムを確立することにより、地域主権時代を担える市役所を目指し、平成23年度から平成27年度までを計画期間とする「新居浜市行政改革大綱2011」を策定、第五次長期総合計画の将来都市像に掲げる「笑顔」を改革の主眼に置き、「市民の笑顔輝く市役所づくり」を合言葉に、市民満足度と職員満足度の向上を常に意識した行政改革の推進に取り組んでいる。

(2) 機構(組織)改革の変遷

部制を採用した昭和37年4月から現在までの組織・機構改革の主なものは次のとおりである。

- 37. 4. 1 部制スタート
- 42. 4. 1 民生経済部を民生部と経済部に分離
- 47. 4. 1 係長制を廃止し主任制を採用。人事部、税務部、環境部を設置
- 48. 10. 1 電算準備事務局を設置
- 49. 10. 1 副課長制の採用
- 55. 2. 1 人事部を市長公室に、税務部を総務部

- に統合。民生部を分離して福祉部と市民部に、また建設部を分離して建設部と開発部とした。
- 新しく総務担当制を導入するとともに小課の18課を10課に統合した。
55. 4. 1 福祉部上部老人福祉センターの設置
57. 4. 1 担当主任制を廃止し、係長制を復活、技幹制の採用。福祉部瀬戸会館及び瀬戸児童館の設置
57. 10. 1 建設部国道対策室の設置
58. 4. 1 市民部住居表示対策室、福祉部川東老人福祉センターの設置
59. 4. 1 福祉部川東児童センター、経済部勤労者体育センター、環境部斎場の設置
59. 10. 1 環境部保健センターの設置
60. 4. 1 経済部南部観光開発推進室の設置、企業誘致係、婦人対策係の設置、福祉部川西老人福祉センターの設置
61. 4. 1 市長公室市政調査室の設置、緑化推進係など4係の設置。車両課を管財課に、住居表示対策室を市民課に統合。また国民健康保険課と国民年金課を統合して保険年金課とした。
- 庶務課を秘書課に、開発課を企業誘致課に名称変更
61. 8. 1 市民文化センター等文化施設、市民体育館等体育施設を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
62. 4. 1 福祉部中央児童センター、川東老人福祉センター等を社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託
- 福祉部上部児童センターの設置
63. 4. 1 市長公室を企画調整部に、総務部を財務部に、福祉部を社会福祉部に、市民部を市民生活部に、環境部を保健環境部に、経済部を産業振興部に、建設部を都市整備部に名称変更。開発部の廃止。都市整備部に下水道局、用地対策局を設置。総務担当制の廃止。総括次長・主幹制の採用。水道局の技能労務職員の職種換え。
- 課(室)の所属、名称、所管等の変更。
- 出納室の設置
- 元. 4. 1 社会福祉部上部児童センターを社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託。
- 主幹・技幹の決裁権のライン化
2. 4. 1 商業高等学校を県立に移管。婦人センター・働く婦人の家の設置、区画整理係の設置
3. 4. 1 政策研究室を企画調整課に統合
- 端出場温泉保養センターの設置
- 社会教育課を生涯学習課に、中央公民館を生涯学習センターに変更
4. 4. 1 下水道部、地域開発室の設置、用地対策局の廃止、職員研修所、女性政策課の設置、都市計画課を都市計画課と区画整理課に、道路課を道路建設課と道路管理課に分離、企業誘致課、監理課の廃止、課の名称、所管の変更等
4. 10. 1 別子銅山記念図書館の設置
5. 4. 1 工事検査係、最終処分場の設置
6. 4. 1 新居浜学園の廃止、くすのき園の設置、東平記念館の設置、清掃センターに管理第一係、管理第二係を設置
7. 4. 1 社会福祉部と保健環境部の健康推進部門を統合、地域開発室を廃止し都市整備部と統合、保険年金課を国保課と国民年金課に、健康環境課を健康推進課と環境交通課に分離統合、課の名称、所管の変更等
8. 4. 1 地域開発課の廃止、都市整備部を都市開発部に、区画整理課を都市開発課に名称変更、選挙管理委員会事務局を企画調整部行政管理課と併任、広報相談課にボランティア係を設置、総合福祉センターの設置
9. 4. 1 商業振興センターの設置、広瀬歴史記念館の設置、水道局水源管理課に水質検査係を設置、市民福祉会館を市民文化センターに変更
10. 4. 1 市民生活部と環境部を統合し、市民環境部を設置。広報相談課を廃止し、企画調整部に生涯学習課を設置。情報管理課を行政管理課に統合。商工労政課と観光物産課を統合し、商工観光課を設置。課の名称、所管の変更等
- 総合福祉センターを社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に委託。

- 女性センター・働く婦人の家を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
11. 4. 1 高齢福祉課に介護保険料係と介護認定係を設置等
12. 4. 1 高齢福祉課を介護福祉課に、女性政策課を男女共同参画課に名称変更し、消防署を3部交替勤務制に移行した。
13. 4. 1 生活環境課と環境交通課を環境政策課と生活環境課に再編し、学校給食課を設置。
14. 4. 1 国民年金課を廃止し、市民課国民年金係として市民課に統合。東新学園に指導第一係、指導第二係を設置。
15. 4. 1 企画調整部を企画部に、財務部を総務部に、保健福祉部を福祉部に、産業振興部を経済部に、都市開発部を建設部に名称変更。市民環境部を市民部と環境部に分離し、下水道部を環境部に統合。経済部に別子山支所を設置。課(室)の所属、名称、所管等の変更
16. 4. 1 企画部に産業遺産活用室、福祉部に子育て支援室、市民部に市民安全室、経済部に中小企業振興室を設置。都市計画課の開発審査係を建築課に移管。広報相談課の交通安全係を交通災害共済係に名称変更。企画部総合政策課に芸術文化推進係を新設。くすのき園を民間委託
17. 4. 1 子育て支援室を廃止し、児童福祉課に統合。児童福祉課の母子児童係を子育て支援係に名称変更。選挙管理委員会事務局を企画部情報政策課と併任。
18. 4. 1 行政改革推進室を廃止し、企画部に行政改革推進課を設置。企画部に駅周辺整備室を設置。市民安全室を廃止し、総務部に防災安全課を設置。福祉部介護福祉課に地域包括支援センターを設置。企画部エコ推進課(H15.4.1設置)を廃止し、環境部環境施設課と統合し、ごみ減量課に名称変更。経済部に運輸観光課を設置。中小企業振興室を廃止し、商工労政課に統合。市営住宅の管理事務を建設部建築課に移管し、建築
- 住宅課に名称変更。建設部に建築指導課を設置。
19. 4. 1 産業遺産活用室を廃止し、別子銅山文化遺産課を設置。
20. 4. 1 環境部の環境保全、廃棄物、衛生関連部門を生活環境課、ごみ減量課の2課体制から環境保全課、ごみ減量課、環境施設課の3課体制に再編。教育委員会事務局に発達支援準備室を新設。
21. 4. 1 教育委員会事務局の発達支援準備室を廃止し、発達支援課を設置。
22. 4. 1 行政改革推進課を秘書広報課に名称変更。企画部に港湾管理課を新設。総務部に債権管理対策室を新設。市民部市民活動推進課に消費生活センターを新設。北消防署に通信指令課を新設。
23. 4. 1 駅周辺整備室を総合文化施設準備室に名称変更。防災安全課を市民部に配置替。契約課に工事検査班を設置。福祉課を廃止し、地域福祉課と生活福祉課を設置。保健センターに精神保健係を新設。都市計画課に国土調査係を新設。体育文化課をスポーツ文化課に、水道局総務料金課を総務課に名称変更。
25. 4. 1 水道局総務課を水道総務課に名称変更。男女共同参画課に相談支援係を新設。商工労政課に企業立地係を新設。スポーツ文化課に国体準備係を新設。工務課漏水調査係を漏水対策係に名称変更。
26. 4. 1 総合文化施設準備室の施設建設係を廃止し、施設管理係、学芸係を設置。スポーツ文化課の国体準備係を廃止し、企画部に国体推進室を設置。児童福祉課を子育て支援課に、商工労政課を産業振興課に名称変更。保健センターに医療対策係を新設。区画整備課を都市計画課に統合し、駅周辺整備係を設置。スポーツ文化課のスポーツ振興係を競技力向上係に名称変更。

5 広 聴

(1) 市政モニター

市民の意見や提言などを市政に反映させ、行政施策の向上を図るため昭和42年度から設置している。

モニターの数 18人（任期1年）（H26年度）
 任 務 市民にとって開かれた市政の運営と広聴機能の充実を図る。会議などに出席し、市政に対する意見や提言を行う。

(2) 市民の声

市内の自治会、市政モニター、あるいは一般市民から寄せられる各種要望、意見、苦情等については、「市民の声」として関係部局に連絡を行い、これら広聴事項の解決処理に努めている。また、市長への手紙・メールを活用して、市民の声を行政に反映させることとしている。

(3) まちづくり校区懇談会

連合自治会と市との共催により、地域主体の懇談会として平成19年度から開催しており、地域と行政が一体となった協働のまちづくりを推進する。また、市職員が「まちづくり推進員」として参画し、地域が設定した課題などについて意見交換を行い、政策形成に反映させる。

市内18会場で開催
 平成26年度 7/1～8/12

〈平成25年度の内容・実績〉

- 市長から市の重点事業について説明
 - 過去の主要課題の進捗状況報告
 - 意見交換
 - (1) 校区課題 41件
 - (2) その他（意見・要望など） 50件
- 〔参加者数：1,222人〕

平成25年度広聴票（部名別）

| 部 名 | 件数 | 項 目 | 件数 | 部 門 別 処 理 状 況 | | | | | | | 合 計 |
|-----------|----|-------------------|----|-----------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------|----------------------------|------------------|-----|
| | | | | 1 満 た し た | 2 満 た せ る く | 3 以 次 年 降 度 | 4 検 査 調 査 討 | 5 参 考 | 6 な 満 た い せ | 7 そ の 他 | |
| 環 境 部 | 2 | 河川・水路の整備について | 1 | | 1 | | | | | | 1 |
| | | 下水道工事による道路の補修について | 1 | | 1 | | | | | | 1 |
| 経 済 部 | 2 | 農道の補修について | 2 | | | 2 | | | | | 2 |
| 建 設 部 | 7 | 道路の補修について | 2 | | 2 | | | | | | 2 |
| | | カーブミラーの設置について | 2 | | 2 | | | | | | 2 |
| | | 都市公園について | 1 | | | 1 | | | | | 1 |
| | | その他 | 2 | 1 | | | | | | 1 | 2 |
| 教 育 委 員 会 | 1 | 通学路の交通規制について | 1 | | | | 1 | | | | 1 |
| 合 計 | 12 | | 12 | 1 | 6 | 3 | 1 | | | 1 | 12 |

平成25年度 市長への手紙・メール

| 部 名 | 件数 | 項 目 | 件数 | 部 門 別 処 理 状 況 | | | | | | | 合 計 |
|-----------|-----|----------------|-----|-----------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------------------|-------------|----------------------------|------------------|-----|
| | | | | 1 満 た し た | 2 満 た せ る く | 3 以 次 年 降 度 | 4 検 査 調 査 ・ 討 論 | 5 参 考 | 6 な 満 た い せ | 7 そ の 他 | |
| 企 画 部 | 41 | 広報・広聴について | 18 | 5 | | | | 11 | 1 | 1 | 18 |
| | | 政策について | 15 | 1 | | | 10 | | | 4 | 15 |
| | | その他 | 8 | 2 | | | 4 | | | 2 | 8 |
| 総 務 部 | 38 | 市役所職員について | 19 | 1 | | | | 13 | 1 | 4 | 19 |
| | | 市役所庁舎について | 6 | | | 1 | 2 | 2 | 1 | | 6 |
| | | 税金について | 12 | 6 | | | 3 | 2 | 1 | | 12 |
| | | その他 | 1 | | | | | | | 1 | 1 |
| 福 祉 部 | 94 | 生活保護について | 16 | 1 | | | | 2 | | 13 | 16 |
| | | 障がい福祉について | 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 6 |
| | | 介護について | 22 | 3 | 1 | | 2 | 3 | 2 | 11 | 22 |
| | | 国保について | 26 | 1 | | | | | 2 | 23 | 26 |
| | | 子育て支援について | 10 | 1 | 2 | | | 5 | 1 | 1 | 10 |
| | | 保育園について | 5 | 2 | | | | 3 | | | 5 |
| | | その他 | 9 | 2 | | | | 4 | 1 | 2 | 9 |
| 市 民 部 | 34 | 安全安心について | 15 | 2 | 1 | 1 | 1 | 6 | 1 | 3 | 15 |
| | | 自治会について | 7 | 3 | | | 1 | 3 | | | 7 |
| | | 窓口対応について | 7 | 5 | | | | 2 | | | 7 |
| | | その他 | 5 | 3 | | | | 2 | | | 5 |
| 環 境 部 | 55 | ゴミ処理について | 21 | 6 | 1 | | | 9 | 2 | 3 | 21 |
| | | 河川について | 7 | | | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 7 |
| | | 下水道について | 3 | 1 | | 1 | | | | 1 | 3 |
| | | 衛生(墓地・犬・猫)について | 13 | 2 | | | 2 | 6 | | 3 | 13 |
| | | 温暖化・野焼き等について | 7 | 2 | 1 | | | 3 | 1 | | 7 |
| | | その他 | 4 | 1 | | | | 1 | 1 | 1 | 4 |
| 経 済 部 | 46 | 観光・太鼓祭りについて | 16 | 2 | 2 | 1 | 2 | 5 | 1 | 3 | 16 |
| | | 産業について | 14 | 2 | | | | 7 | 1 | 4 | 14 |
| | | 交通について | 4 | | 1 | | | 1 | | 2 | 4 |
| | | 農地・農道等 | 5 | | | 1 | | 2 | 1 | 1 | 5 |
| | | その他 | 7 | | 1 | | | 4 | | 2 | 7 |
| 建 設 部 | 81 | 公園整備等について | 24 | 3 | 1 | 1 | 4 | 7 | 2 | 6 | 24 |
| | | 駅周辺整備について | 8 | 1 | | | | 5 | | 2 | 8 |
| | | 道路整備・舗装・改修 | 28 | 7 | 3 | 2 | 3 | 4 | 5 | 4 | 28 |
| | | 交通安全対策について | 9 | 1 | | 1 | | 5 | 1 | 1 | 9 |
| | | 市営住宅について | 8 | 1 | 1 | | | | 1 | 5 | 8 |
| | | その他 | 4 | | | | | | | 4 | 4 |
| 教 育 委 員 会 | 49 | 小・中学校について | 11 | 2 | 1 | | 2 | 4 | | 2 | 11 |
| | | スポーツについて | 20 | 1 | 3 | | 4 | 6 | 5 | 1 | 20 |
| | | 文化について | 4 | 2 | | | | | 1 | 1 | 4 |
| | | 公民館について | 2 | 1 | | | | | | 1 | 2 |
| | | 図書館について | 7 | 2 | | | | 2 | 2 | 1 | 7 |
| | | その他 | 5 | | | 1 | 2 | | 1 | 1 | 5 |
| 消 防 本 部 | 1 | 消防について | 1 | | | | 1 | | | 1 | |
| 議 会 事 務 局 | 1 | 市議会について | 1 | | | | 1 | | | 1 | |
| そ の 他 | 32 | | 32 | 3 | | | 5 | 2 | 22 | 32 | |
| 合 計 | 472 | | 472 | 79 | 20 | 11 | 26 | 153 | 43 | 140 | 472 |

うち 市長への手紙 : 300件
市長へのメール : 172件

6 市 政 広 報

(1) 広 報

ア 印刷物による広報

| 名称 区分 | 市政だよりにはま | 市 勢 要 覧 |
|----------|---------------------|---------------------------------------|
| 発 行 日 | 毎月1回 | 平成25年1月10日 (5年に1回) |
| 発 行 部 数 | 1回 44,800部 | 1,500部 |
| 版 型 | A4版 | A4版 |
| 経 費 | 1,307万円 | 82万円 |
| 単 価 | 22円(36頁・消費税含まず) | 540円(48頁・消費税含む) |
| 配 布 対 象 | 全戸 | 関係機関ほか |
| 配 布 方 法 | 自治会組織などを通じて配布 | 随時 |
| 内 容 | 市政に関する情報 季節、地域の話 | 市制施行75周年を 迎えた本市の現在の 様子を写真を中心に紹介 |

イ ホームページによる広報

高度情報化に対応し、インターネットを利用した市政情報広報システムとして、平成8年から運用を開始し、市内外に発信している。

利用しやすいホームページを目指し、平成20年2月に全面リニューアルを行った。

また、平成24年4月1日から音声読上ソフトを導入した。

ウ CATVによる広報

CATVアナログ12チャンネル・デジタル112チャンネルを活用した広報番組を制作し、市の主要プロジェクトの紹介、各施設の紹介、各種イベントのお知らせなどを行っている。

「マイタウンにはま」などの広報番組は、株式会社ハートネットワークに制作を委託し、番組を制作、放映している。「インフォにはま」は15分の文字情報番組で、市民に身近な生活情報を伝達する。

また、平成24年4月からデータ放送がリニューアルされ、行政情報を見ることができるようになった。

エ 声の市政だより

視覚障がい者に市政に関する情報(市政だより

から抜粋)を提供するため、ボランティアグループ「声の図書室やまびこ」の協力を得て、音声(テープ)で伝えている。また、「点訳グループさざなみ」の協力を得て、点訳市政だよりも提供している。

オ メールマガジン・ツイッター・フェイスブックほか携帯電話等を利用した情報提供、情報収集システムとして、平成20年3月25日から「メールマガジン」の運用を開始している。また、平成24年4月1日から「ツイッター」、平成25年3月27日から「ユーチューブ」、平成25年3月28日から「フェイスブック」の運用を開始し、市政情報の発信、市民意識調査に活用している。平成25年9月からは、スマートフォン用アプリ「新居浜いんふお」の提供を開始している。

7 情 報 政 策

(1) 事務改善

ア 電子計算処理の推進

(ア) 住民情報システム

行政事務の近代化と市民サービスの向上を図るため、昭和43年以来行政事務の電算化を積極的に進めてきた。

○昭和43年 事務処理を外部委託する方法で市税事務の電算化を開始し、続いて国民健康保険及び給与計算事務の電算化を進めた。

○昭和49年 住民基本台帳を電算化し、国民健康保険料、選挙関係等、各個別業務間の情報の相互交流が可能であるシステムの開発を推進した。

○昭和55年3月 増大する行政需要と多様化する住民要望に的確迅速に対応するために、新庁舎の建設を機に電子計算機(汎用機)を単独購入し、外部委託していた業務を処理するとともに、毎日収納消込システムの開発及び国民健康保険診療報酬明細書(レセプト)点検等の新規業務の開発並びにオンラインシステムの導入を行った。

○昭和59年度 漢字オンラインシステムの開発に着手した。

○昭和60年11月 住民登録・戸籍附票システム(漢字オンラインシステム)の運用を開始した。

○昭和61年5月 上部、川東支所での漢字オンラインシステム運用を開始した。

- 昭和62年3月 印鑑証明システム(漢字オンラインシステム)の運用を開始した。
- 昭和63年 口座振替制度の開始及び老人医療レセプトの点検システムの運用を開始した。
- 平成6年度 住民基本台帳の続柄表示の変更を自主開発により対応した。
- 平成9年7月 国民年金オンラインシステムの運用を開始した。
- 平成10年2月 郵便番号7桁化に自主開発により対応した。
- 平成10年11月 上下水道オンラインシステム及び住民税オンラインシステム(軽自動車税、市県民税、法人市民税)も稼動を開始した。
- 平成11年10月 平成12年4月からの介護保険制度の導入に伴い介護保険オンラインシステムの段階的な運用を開始した。
- 平成12年4月 介護保険オンラインシステムの本格運用を開始した。また国民健康保険加入の被保険者へ対応するため、国民健康保険システムに、2号被保険者の資格管理・調定管理等の機能を追加した。
- 平成14年8月 住民基本台帳ネットワークに対応するためシステムの改修を行った。また、県から業務委譲される児童扶養手当業務についても、平成13年度から開発を進めていた児童手当システムと共にシステムの運用を開始した。
- 平成14年度 別子山村との合併を考慮し、各システムの改修を行った。また、外部機関による情報システム監査を受け、情報システムの信頼性の観点から、危機的状況にあり、抜本的な対策を行うことが必要不可欠であるとの指摘を受けた。
- 平成16年度～平成18年度 基幹業務システム構築事業に着手し、システム開発及びデータ移行作業を行った。平成19年1月より前基幹業務システムの運用を段階的に開始した。
- 平成19年度 前基幹業務システムが全面稼動を開始した。後期高齢者医療制度、就学前外来医療費助成及び妊産婦健康診査の制度改正に伴うシステム改修を行った。
- 平成20年度 市県民税に係る公的年金等受給者からの特別徴収及び給与支払報告書の電子化、並びに裁判員候補者名簿作成等、制度改正に伴うシステム改修を行った。
- 平成21年度 後期高齢者医療システムの改修及び機能追加、住民税公的年金特別徴収に伴

うシステム改修等を行うとともに、子ども手当システムの導入を行った。

- 平成22年度 水道局の料金徴収業務委託に伴い、上水道システムの運用を終了した。
 - 平成24年度 基幹業務システムの更新を段階的に開始した。平成24年4月に介護保険システム、平成25年2月に障害福祉サービスの運用を開始した。
- (イ) 内部事務の電算化
- 平成2年度 内部事務の効率化を図るために財務会計システムの導入に着手した。
 - 平成3年4月 予算の部門執行管理・出納管理システムの運用を開始した。
 - 平成5年6月 決算システムの運用を開始した。
 - 平成7年6月 証憑のA4版化及び旅費計算機能を追加した。
 - 平成10年度 予算編成システムの稼動を開始した。
 - 平成26年度 ICTを活用した業務効率向上を目的として、財務会計システムを更新した。

イ O A化の推進

高度情報化社会といわれる今日、住民の情報に対する価値観が多様化している中で、事務処理の効率化・近代化を図ることが急務とされている。

本市においては昭和59年4月に「行政診断調査研究委員会」の報告のもとに、「新居浜市O A調査研究委員会」を設置し、行政として来るべき高度情報化時代にどう対応し、情報処理システムの改善に取り組んでいけばよいかについて調査研究を行い、昭和60年11月に報告した。

また、事務の近代化を進める中で、昭和58年7月従来の和文タイプにかわり、ワードプロセッサ2台を導入し、昭和61年度からは庁内各部局にO A機器を設置することにより、業務への適用を図るとともに、業務の利用拡大に対応するため、機器の機能強化にも努めている。

さらに平成12年5月には、庁内LANによる全庁的なネットワークシステムを稼動させ、平成20年2月及び平成25年2月に全面更新し、情報の共有化を行っている。

また、研修部門との連携により継続的なO A研修を実施し、広く職員にO A感覚、O A意識を持たせるよう、その推進を図るものである。

電算業務処理状況表

(26. 4. 1 現在)

| 課 名 | 業 務 名 |
|-----------|-------------------------|
| 市 民 課 | 住 民 記 録 |
| 市 民 課 | 外 国 人 登 録 |
| 市 民 課 | 印 鑑 登 録 |
| 市 民 課 | 国 民 年 金 |
| 市 民 税 課 | 個 人 住 民 税 |
| 市 民 税 課 | 法 人 市 民 税 |
| 市 民 税 課 | 軽 自 動 車 税 |
| 資 産 税 課 | 固 定 資 産 税 |
| 収 税 課 | 収 納 管 理 |
| 収 税 課 | 滞 納 整 理 |
| 国 保 課 | 賦 課 |
| 国 保 課 | 資 格 |
| 国 保 課 | 給 付 |
| 国 保 課 | 後 期 高 齢 者 医 療 |
| 国 保 課 | 徴 収 |
| 国 保 課 | 医 療 費 適 正 化 |
| 地 域 福 祉 課 | 福 祉 手 当 |
| 地 域 福 祉 課 | 重 度 心 身 障 害 者 (児) 医 療 |
| 地 域 福 祉 課 | 障 害 福 祉 サ ー ビ ス |

| 課 名 | 業 務 名 |
|---------------------|-------------------|
| 介 護 福 祉 課 | 老 人 措 置 |
| 介 護 福 祉 課 | 在 宅 福 祉 台 帳 |
| 介 護 福 祉 課 | 介 護 保 険 |
| 子 育 て 支 援 課 | 児 童 手 当 |
| 子 育 て 支 援 課 | 児 童 扶 養 手 当 |
| 子 育 て 支 援 課 | 母 子 ・ 乳 幼 児 医 療 |
| 子 育 て 支 援 課 | 保 育 |
| 保 健 セ ン タ ー | 各 種 予 防 接 種 ・ 検 診 |
| 財 政 課 | 財 務 会 計 |
| 出 納 室 | 財 務 会 計 |
| 人 事 課 | 人 事 管 理 |
| 人 事 課 | 給 与 管 理 |
| 建 築 住 宅 課 | 住 宅 使 用 料 |
| 下 水 道 管 理 課 | 下 水 道 受 益 者 負 担 金 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 | 選 挙 事 務 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 | 農 家 台 帳 |
| 教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 | 成 人 式 |
| 教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 | 学 齡 簿 |
| 教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 | 就 園 奨 励 |

○ A 機器設置状況

(26. 4. 1 現在・単位:台)

| 部局 | 区分 | 庁内LAN | | | 基幹業務システム | | | 合計 |
|-------------------------------|----|--------------|-----|-------|---------------|------------|-----|-------|
| | | 情報政策課 管理分 | その他 | 小計 | 情報政策課 リース分 | 他課 リース分 | 小計 | |
| 企 画 部 | | 58 | 0 | 58 | 13 | 0 | 13 | 71 |
| 総 務 部 | | 101 | 1 | 102 | 73 | 0 | 73 | 175 |
| 福 祉 部 | | 219 | 0 | 219 | 100 | 24 | 124 | 343 |
| 市 民 部 | | 82 | 3 | 85 | 31 | 0 | 31 | 116 |
| 環 境 部 | | 42 | 29 | 71 | 3 | 0 | 3 | 74 |
| 経 済 部 | | 54 | 1 | 55 | 2 | 0 | 2 | 57 |
| 建 設 部 | | 55 | 31 | 86 | 5 | 0 | 5 | 91 |
| 出 納 室 | | 8 | 0 | 8 | 1 | 0 | 1 | 9 |
| 議 会 事 務 局 | | 9 | 0 | 9 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 | | 0 | 30 | 30 | 1 | 0 | 1 | 31 |
| 監 査 委 員 事 務 局 | | 6 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 | | 7 | 0 | 7 | 2 | 0 | 2 | 9 |
| 水 道 局 | | 48 | 12 | 60 | 2 | 0 | 2 | 62 |
| 教 育 委 員 会 事 務 局 | | 77 | 4 | 81 | 4 | 0 | 4 | 85 |
| 教 育 機 関 (小 学 校 ・ 公 民 館 ほ か) | | 67 | 11 | 78 | 0 | 0 | 0 | 78 |
| 消 防 局 | | 64 | 0 | 64 | 0 | 0 | 0 | 64 |
| 港 務 局 | | 8 | 3 | 11 | 0 | 0 | 0 | 11 |
| 土 地 開 発 公 社 | | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| サ ー バ ー ル ーム ほ か | | 17 | 29 | 46 | 13 | 0 | 13 | 59 |
| 合 計 | | 926 | 154 | 1,080 | 250 | 24 | 274 | 1,354 |

8 地域情報化の推進

(1) テレトピア構想

テレトピア構想は旧郵政省の提唱する高度情報化施策であり、平成元年2月28日、地域指定を受けたものである。

テレトピアとは、テレコミュニケーション（電気通信）とユートピア（理想郷）の二つの言葉を併せた名称で、各種の情報通信メディアを活用し、活力ある快適な地域社会の形成発展を促進し、高度情報通信社会への円滑な移行を図るものである。

新居浜市テレトピア計画では、「人と地域が輝く情報ネットワーク都市」を目標に、次の3つのシステム構築を目指す。

ア 情報通信メディアを利用し、市民生活に必要な情報を広く提供し、また地域外へ情報を発信するための市民総合情報ネットワークシステム

イ マルチメディア時代の情報化人材育成と教育分野の情報化を図るための教育情報ネットワークシステム

ウ 行政内部の情報化を推進し、行政サービス水準の高度化、行政事務処理の効率化等により、市民への情報サービスの充実及び都市機能の強化を図るための行政情報ネットワーク

○ 株式会社ハートネットワーク

平成2年9月1日、テレトピア計画の主要なメディアのひとつである都市型CATVとして開局した。以後、市内域でサービスエリア（対象区域）を順調に広げ、現在、新居浜・金子・宮西・金栄・惣開・若宮・泉川・中萩・角野・大生院・船木・高津・垣生・浮島・神郷・多喜浜の16校区に及んでいる。また、インターネット接続サービスを平成12年12月から、一部別子山地区でのインターネットサービスを平成23年4月から、デジタル放送サービスを平成15年4月から、地域WiMAXサービスを平成21年4月から、それぞれ開始した。チャンネル数は現在デジタル86チャンネル、ラジオ2チャンネル、また加入世帯はCATV 18,941世帯、インターネット及びWiMAX 7,754世帯（平成26年3月31日現在）となっている。（なお、CATV対応集合住宅も含めた新居浜市内の加入率は41.2%となっている。）

同社の自主制作番組は5チャンネルあり、「ニュー

スチャンネル」では毎日市内の出来事や話題を提供、「広報チャンネル」では市役所をはじめ官公庁からのお知らせや行政の仕組みなどをわかりやすく提供、「コミュニケーションチャンネル」では、スポーツ大会、運動会、音楽会、講演会をはじめ地域の伝統行事や催し物などを提供し、市民のためのチャンネルとしてコミュニティーの向上が図られている。

また、平成24年10月よりエリア放送免許を取得し、本放送を開始している。

| | |
|-------|-------------------------------|
| 設立年月日 | 昭和63年3月17日 |
| 所在地 | 坂井町二丁目3番17号 (新居浜テレコムプラザ2階) |
| 資本金 | 4億9,550万円 |

○ 新居浜テレコムプラザ

全国で5番目、四国で初めての民活法に基づく電気通信高度化基盤施設で、本市の情報化を推進するため、ニューメディアや情報通信システムに慣れ親しむためのデモンストレーションの「場」、情報関連の人材を育てていくための「場」、データベースを構築し、これを地域に根づかせていくための事業展開の「場」を提供するため、本市も出資した第三セクターの新居浜テレコムプラザ株式会社により建設された。

| | |
|------|-------------------------|
| 所在地 | 坂井町二丁目3番17号 ☎33-5200 |
| 資本金 | 2億7,000万円 |
| 敷地面積 | 4,266㎡ |
| 構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造9階建 |
| 建物面積 | 4,244㎡ |
| 竣工 | 平成3年2月28日 |

9 地域開発

(1) 水資源開発の推進

地下水源の保全涵養及び地下水の適正かつ合理的な利用推進を図るとともに、将来の水需要の見通しの中、西条地区工業用水道の適正な活用を図る。

10 別子銅山文化遺産

300年の歴史を誇る「別子銅山」は、本市の「モノづくり」の歴史を語る上で全国的にも極めて貴重な「近代化遺産」を現在に残している。それは建造物や構造物のみならず、各種の道具や製品、産業に関わる写真やフィルム、携わった人たちの体験や貴重な意見、また職人の高い技術など、「鉱業」及び「鉱山」から派生した多方面にわたるものになっている。

市民が郷土・新居浜市に愛情と誇りが持てるまちづくりを推進することを目的として「新居浜市あかがね基金」を平成20年4月に設置し、遺産の保存活用に役立てている。平成21年8月に旧山根製錬所煙突ほか5つの物件が、平成23年1月には旧端出場水力発電所が国の登録有形文化財になっている。平成24年3月に策定した『別子銅山近代化産業遺産を活かしたまちづくり総合整備計画』を推進し、産業遺産の価値を高め、文化財化に取り組んでいる。平成25年3月には旧端出場水力発電所の調査報告書が完成し、その価値を明らかにした。また、平成25年度情報発信事業として「あかがねエッセイ賞作品集」を出版するとともに、「あかがねフォトコンテスト」、「NHK大阪別子銅山展」などを実施した。

11 総合文化施設

総合文化施設の建設については、平成25年3月に工事着工し、平成27年1月末竣工を予定している。建設工事の進捗管理を行うとともに、市民との協働による総合文化施設建設委員会や総合文化施設収集評価委員会を開催し、総合文化施設開館後の運営や開館に向けた準備について検討を行う。

また、施設の利用方法の検討や条例、規則の制定、実施事業の具体的な計画や準備など、開館にむけた運営準備業務に取り組む。

12 えひめ国体の推進

平成29年の愛媛県単独による「第72回国民体育大会」の開催に向け、愛媛県えひめ国体推進局との連携により、大会の円滑な運営を図るため、関係団体との連絡・調整及び開催に必要な施設・設備等の整備と組織体制づくりの推進を図る。

- 大会の愛称
「^{えがお}愛顔つなぐえひめ国体」
- 大会スローガン
「君は風 いしづちを駆け 瀬戸に舞え」
- 本市開催競技
 - ・ウエイトリフティング(全種別)…本市単独開催
 - ・セーリング(全種別)……………同上
 - ・サッカー(少年男子)……………2市共同開催
 - ・軟式野球(成年男子)……………5市町共同開催

13 東予港(東港地区)臨海工業用地造成事業

愛媛県管理の東予港(東港地区)において、臨海工業用地造成事業を施行する。

本事業により、住友化学株式会社愛媛工場の防災機能の向上による市民生活の安全性の確保、生産活動支援による新居浜市の経済発展を図る。

- ・埋立面積 4.3 ha
- ・事業概要 平成22年度～平成27年度(予定)

平成26年度も引き続き、臨海部の新たな工業用地造成を検討する。

14 予 算

(1) 各会計予算総括表

(単位：千円・%)

| 会 計 | 年度 区分 | 24 | | 25 | | 26 | |
|------------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------|
| | | 当初予算額 | 構成比 | 当初予算額 | 構成比 | 当初予算額 | 構成比 |
| 一 般 会 計 | | 47,007,452 | 55.4 | 47,550,404 | 54.7 | 46,816,278 | 54.2 |
| 特 別 会 計 | 貯 木 場 事 業 | 87,613 | 0.1 | 114,815 | 0.1 | 58,025 | 0.1 |
| | 渡 海 船 事 業 | 222,515 | 0.3 | 177,403 | 0.2 | 203,358 | 0.2 |
| | 住宅新築資金等貸付事業 | 11,644 | 0.0 | 10,385 | 0.0 | 8,312 | 0.0 |
| | 平尾墓園事業 | 19,558 | 0.1 | 21,291 | 0.0 | 25,854 | 0.0 |
| | 公共下水道事業 | 5,386,414 | 6.3 | 5,608,392 | 6.5 | 6,033,279 | 7.0 |
| | 国民健康保険事業 | 14,116,853 | 16.6 | 14,557,491 | 16.7 | 13,761,435 | 16.0 |
| | 介護保険事業 | 12,630,572 | 14.9 | 12,856,586 | 14.8 | 13,352,072 | 15.5 |
| | 後期高齢者医療事業 | 1,583,750 | 1.9 | 1,568,234 | 1.8 | 1,611,338 | 1.9 |
| | 工業用地造成事業 | 193,853 | 0.2 | 93,382 | 0.1 | 268,247 | 0.3 |
| | 小 計 | 34,252,772 | 40.4 | 35,007,979 | 40.2 | 35,321,920 | 41.0 |
| 企 業 会 計 | 水道事業会計 | 3,332,316 | 3.9 | 4,001,434 | 4.6 | 3,728,207 | 4.3 |
| | 工業用水道事業会計 | 284,602 | 0.3 | 410,929 | 0.5 | 415,680 | 0.5 |
| | 小 計 | 3,616,918 | 4.2 | 4,412,363 | 5.1 | 4,143,887 | 4.8 |
| 合 計 | 84,877,142 | 100 | 86,970,746 | 100 | 86,282,085 | 100 | |

(2) 平成26年度一般会計性質別予算

(歳入)

(歳出)

(単位：千円・%)

| 性質 | 区分 | 当初予算額 | | 当初予算額 | | 構成比 | |
|------------------|-------------|------------|------|-----------------------|---------------|-----------|------|
| | | 当初予算額 | 構成比 | 当初予算額 | 構成比 | 当初予算額 | 構成比 |
| 自 主 財 源 | 市 税 | 18,264,947 | 39.1 | 人 件 費 | 7,829,470 | 16.7 | |
| | 分担金及び負担金 | 826,556 | 1.8 | 物 件 費 | 6,518,441 | 13.9 | |
| | 使用料及び手数料 | 762,667 | 1.6 | 維 持 補 修 費 | 355,609 | 0.8 | |
| | 財産収入 | 35,445 | 0.1 | 扶 助 費 | 10,466,125 | 22.4 | |
| | 寄 附 金 | 9,980 | 0.0 | 補 助 費 等 | 3,246,659 | 6.9 | |
| | 繰 入 金 | 2,436,768 | 5.2 | 公 債 費 | 5,763,150 | 12.3 | |
| | 繰 越 金 | 1,100,000 | 2.3 | 出 資 金 及 び 貸 付 金 | 999,000 | 2.1 | |
| | 諸 収 入 | 1,774,899 | 3.8 | 繰 出 金 及 び 積 立 金 | 5,679,935 | 12.1 | |
| | 小 計 | 25,211,262 | 53.9 | 予 備 費 | 30,000 | 0.1 | |
| | 小 計 | | | 小 計 | 40,888,389 | 87.3 | |
| 依 存 財 源 | 地方譲与税 | 314,000 | 0.7 | 投 資 的 経 費 | 補 助 事 業 費 | 3,209,536 | 6.9 |
| | 利子割交付金 | 40,000 | 0.1 | | 単 独 事 業 費 | 2,678,686 | 5.7 |
| | 配当割交付金 | 22,000 | 0.0 | | 災 害 復 旧 事 業 費 | 39,667 | 0.1 |
| | 株式等譲渡所得割交付金 | 10,000 | 0.0 | | 小 計 | 5,927,889 | 12.7 |
| | 地方消費税交付金 | 1,270,000 | 2.7 | | | | |
| | ゴルフ場利用税交付金 | 35,000 | 0.1 | | | | |
| | 自動車取得税交付金 | 25,000 | 0.0 | | | | |
| | 地方特例交付金 | 60,000 | 0.1 | | | | |
| | 地方交付税 | 6,180,000 | 13.2 | | | | |
| | 交通安全対策特別交付金 | 20,000 | 0.0 | | | | |
| 国庫支出金 | 6,582,766 | 14.1 | | | | | |
| 県 支 出 金 | 3,228,350 | 6.9 | | | | | |
| 市 債 | 3,817,900 | 8.2 | | | | | |
| 小 計 | 21,605,016 | 46.1 | | | | | |
| 合 計 | 46,816,278 | 100 | 合 計 | 46,816,278 | 100 | | |

(3) 平成26年度一般会計財源内訳

(歳出)

(単位：千円・%)

| 科目 | 財源 当初予算額 | 特 定 財 源 | | | 一般財源 | 一般財源 充 当 率 |
|-------------|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|---------------|
| | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | | |
| 議 会 費 | 395,503 | — | — | — | 395,503 | 100 |
| 総 務 費 | 3,899,639 | 255,943 | — | 214,358 | 3,429,338 | 87.9 |
| 民 生 費 | 18,506,955 | 8,409,073 | — | 1,184,617 | 8,913,265 | 48.2 |
| 衛 生 費 | 5,154,997 | 43,562 | 4,000 | 258,314 | 4,849,121 | 94.1 |
| 労 働 費 | 275,428 | — | — | 255,000 | 20,428 | 7.4 |
| 農 林 水 産 業 費 | 624,788 | 62,130 | 21,300 | 7,569 | 533,789 | 85.4 |
| 商 工 費 | 1,625,978 | 21,314 | 31,000 | 815,125 | 758,539 | 46.7 |
| 土 木 費 | 4,052,885 | 843,111 | 721,000 | 287,767 | 2,200,907 | 54.3 |
| 消 防 費 | 2,095,475 | — | 537,200 | 94,231 | 1,464,044 | 69.9 |
| 教 育 費 | 4,275,997 | 175,983 | 297,900 | 354,307 | 3,447,807 | 80.6 |
| 災 害 復 旧 費 | 39,667 | — | 5,400 | — | 34,267 | 86.4 |
| 公 債 費 | 5,764,571 | — | — | 174,074 | 5,590,497 | 97 |
| 諸 支 出 金 | 74,395 | — | — | 65 | 74,330 | 99.9 |
| 予 備 費 | 30,000 | — | — | — | 30,000 | 100 |
| 計 | 46,816,278 | 9,811,116 | 1,617,900 | 3,645,427 | 31,741,835 | 67.8 |

(2) 一般会計決算の推移 (款別)

ア 歳入

(単位：千円・%)

| 款 | 年度 区分 | 23 | | 24 | | 25 | |
|----|-------------|------------|------|------------|------|------------|------|
| | | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 |
| 市 | 税 | 18,952,875 | 41.4 | 18,557,847 | 38.6 | 18,902,720 | 40.3 |
| 地方 | 譲与税 | 368,014 | 0.8 | 349,929 | 0.7 | 340,562 | 0.7 |
| | 利子割交付金 | 58,817 | 0.1 | 55,515 | 0.1 | 55,131 | 0.1 |
| | 配当割交付金 | 28,671 | 0.1 | 28,391 | 0.1 | 60,303 | 0.1 |
| | 株式等譲渡所得割交付金 | 7,480 | 0.0 | 9,094 | 0.0 | 95,508 | 0.2 |
| | 地方消費税交付金 | 1,111,844 | 2.4 | 1,112,322 | 2.3 | 1,102,842 | 2.4 |
| | ゴルフ場利用税交付金 | 38,030 | 0.1 | 40,523 | 0.1 | 40,867 | 0.1 |
| | 自動車取得税交付金 | 56,815 | 0.1 | 69,261 | 0.1 | 61,168 | 0.1 |
| | 地方特例交付金 | 155,027 | 0.3 | 68,110 | 0.1 | 67,716 | 0.1 |
| | 地方交付税 | 6,021,038 | 13.2 | 6,337,944 | 13.2 | 6,144,430 | 13.1 |
| | 交通安全対策特別交付金 | 23,008 | 0.0 | 22,600 | 0.1 | 21,575 | 0.0 |
| | 分担金及び負担金 | 831,918 | 1.8 | 833,953 | 1.7 | 823,410 | 1.8 |
| | 使用料及び手数料 | 755,783 | 1.7 | 740,708 | 1.5 | 735,983 | 1.6 |
| | 国庫支出金 | 5,871,709 | 12.8 | 6,042,163 | 12.6 | 7,079,182 | 15.1 |
| | 県支出金 | 3,848,774 | 8.4 | 2,913,103 | 6.1 | 2,788,345 | 5.9 |
| | 財産収入 | 173,811 | 0.4 | 79,002 | 0.2 | 72,221 | 0.2 |
| | 寄附金 | 14,661 | 0.0 | 15,934 | 0.0 | 36,732 | 0.1 |
| | 繰入金 | 261,372 | 0.6 | 2,495,606 | 5.2 | 389,838 | 0.8 |
| | 繰越金 | 1,609,524 | 3.5 | 1,412,848 | 2.9 | 1,505,618 | 3.2 |
| | 諸収入 | 1,823,099 | 4.0 | 1,571,775 | 3.3 | 1,569,182 | 3.3 |
| | 市債 | 3,783,160 | 8.3 | 5,319,000 | 11.1 | 5,053,300 | 10.8 |
| 合 | 計 | 45,795,430 | 100 | 48,075,628 | 100 | 46,946,633 | 100 |

イ 歳出

(単位：千円・%)

| 款 | 年度 区分 | 23 | | 24 | | 25 | |
|---|----------|------------|------|------------|------|------------|------|
| | | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 |
| 議 | 会費 | 432,443 | 1.0 | 386,266 | 0.8 | 377,566 | 0.8 |
| 総 | 務費 | 4,550,088 | 10.2 | 6,805,053 | 14.6 | 6,217,869 | 13.7 |
| 民 | 生費 | 17,528,037 | 39.5 | 17,309,171 | 37.2 | 16,903,882 | 37.3 |
| 衛 | 生費 | 4,650,168 | 10.5 | 4,700,753 | 10.1 | 5,044,775 | 11.1 |
| 労 | 働費 | 337,782 | 0.7 | 287,184 | 0.6 | 283,734 | 0.6 |
| 農 | 林水産業費 | 594,456 | 1.3 | 567,978 | 1.2 | 558,380 | 1.2 |
| 商 | 工費 | 2,344,293 | 5.3 | 2,006,850 | 4.3 | 1,139,708 | 2.5 |
| 土 | 木費 | 3,591,272 | 8.1 | 3,447,279 | 7.4 | 3,925,514 | 8.7 |
| 消 | 防費 | 1,300,395 | 2.9 | 1,385,757 | 3.0 | 1,293,048 | 2.9 |
| 教 | 育費 | 3,238,714 | 7.3 | 3,564,987 | 7.7 | 3,742,492 | 8.3 |
| 災 | 害復旧費 | 111,600 | 0.3 | 135,140 | 0.3 | 111,670 | 0.2 |
| 公 | 債費 | 5,703,288 | 12.9 | 5,699,547 | 12.2 | 5,781,384 | 12.7 |
| 諸 | 支出金 | 46 | 0.0 | 274,045 | 0.6 | 73 | 0.0 |
| 予 | 備費 | — | — | — | — | — | — |
| 繰 | 上充用金 | — | — | — | — | — | — |
| 合 | 計 | 44,382,582 | 100 | 46,570,010 | 100 | 45,380,095 | 100 |

(3) 一般会計歳出決算性質別の推移

| 年度 区分 性質別 | 23 | | | 24 | | | 25 | | |
|-----------------|------------|------|-------------|------------|------|-------------|------------|------|-------------|
| | 決算額 | 構成比 | 市民1人 当たり | 決算額 | 構成比 | 市民1人 当たり | 決算額 | 構成比 | 市民1人 当たり |
| | 千円 | % | 円 | 千円 | % | 円 | 千円 | % | 円 |
| 1. 人件費 | 7,661,807 | 17.3 | 61,571 | 7,612,798 | 16.4 | 61,202 | 7,507,529 | 16.5 | 60,693 |
| 2. 物件費 | 8,055,675 | 18.1 | 64,736 | 8,108,165 | 17.4 | 65,184 | 8,117,839 | 17.9 | 65,628 |
| 3. 補助費等 | 2,584,843 | 5.8 | 20,772 | 2,465,441 | 5.3 | 19,821 | 2,476,091 | 5.5 | 20,019 |
| 4. 維持補修費 | 264,045 | 0.6 | 2,122 | 276,127 | 0.6 | 2,220 | 279,597 | 0.6 | 2,260 |
| 5. 扶助費 | 7,678,700 | 17.3 | 61,707 | 7,794,372 | 16.7 | 62,662 | 7,885,308 | 17.4 | 63,747 |
| 6. 建設事業費 | 5,872,437 | 13.2 | 47,192 | 7,291,739 | 15.7 | 58,621 | 6,452,854 | 14.2 | 52,167 |
| (1) 普通建設 事業費 | 5,760,837 | 13.0 | 46,295 | 7,156,599 | 15.4 | 57,534 | 6,341,184 | 14.0 | 51,264 |
| ア 補助 | 2,352,607 | 5.3 | 18,906 | 2,366,497 | 5.1 | 19,025 | 4,084,938 | 9.0 | 33,024 |
| イ 単独 | 3,408,230 | 7.7 | 27,389 | 4,790,102 | 10.0 | 38,509 | 2,256,246 | 5.0 | 18,240 |
| (2) 災害復旧 事業費 | 111,600 | 0.2 | 897 | 135,140 | 0.3 | 1,086 | 111,670 | 0.2 | 903 |
| 7. 出資金貸付金 | 1,018,874 | 2.3 | 8,188 | 1,235,254 | 2.7 | 9,931 | 675,609 | 1.5 | 5,462 |
| 8. 積立金 | 830,316 | 1.9 | 6,673 | 1,251,957 | 2.7 | 10,065 | 1,197,305 | 2.6 | 9,679 |
| 9. 繰出金 | 4,713,927 | 10.6 | 37,882 | 4,835,912 | 10.4 | 38,878 | 5,007,843 | 11.0 | 40,485 |
| 10. 公債費 | 5,701,958 | 12.9 | 45,822 | 5,698,245 | 12.2 | 45,810 | 5,780,120 | 12.8 | 46,728 |
| 歳出合計 | 44,382,582 | 100 | 356,665 | 46,570,010 | 100 | 374,393 | 45,380,095 | 100 | 366,868 |

(4) 特別会計決算の推移

(単位：千円)

| 事業別 | 年度 区分 | 23 | | 24 | | 25 | |
|-------------|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 歳入 | 歳出 | 歳入 | 歳出 | 歳入 | 歳出 |
| 貯木場事業 | | 221,186 | 40,488 | 281,865 | 87,417 | 219,651 | 113,924 |
| 渡海船事業 | | 174,023 | 174,023 | 210,129 | 210,129 | 163,180 | 163,180 |
| 住宅新築資金等貸付事業 | | 27,911 | 14,822 | 24,067 | 8,074 | 30,427 | 6,851 |
| 平尾墓園事業 | | 18,534 | 18,534 | 18,746 | 18,746 | 18,617 | 18,617 |
| 公共下水道事業 | | 5,305,841 | 5,289,318 | 5,312,434 | 5,305,706 | 5,202,731 | 5,180,080 |
| 国民健康保険事業 | | 13,230,793 | 12,996,267 | 14,073,959 | 13,995,768 | 13,971,037 | 13,862,274 |
| 介護保険事業 | | 11,508,563 | 11,508,563 | 12,423,356 | 12,300,628 | 12,823,255 | 12,641,676 |
| 後期高齢者医療保険事業 | | 1,476,179 | 1,410,616 | 1,614,643 | 1,531,661 | 1,610,732 | 1,531,480 |
| 工業用地造成事業 | | 480,653 | 382,591 | 568,962 | 513,122 | 62,649 | 82,871 |
| 計 | | 32,443,683 | 31,835,222 | 34,528,161 | 33,971,251 | 34,102,279 | 33,600,953 |

(5) 水道事業・工業用水道事業決算の推移

ア 水道事業

(単位：千円)

| 年度 | 区分 | 収益的収入 | 収益的支出 | 純利益 | 資本的収入 | 資本的支出 |
|----|----|-----------|-----------|---------|---------|-----------|
| 21 | | 1,808,700 | 1,600,102 | 208,598 | 279,292 | 925,334 |
| 22 | | 1,747,413 | 1,561,210 | 186,203 | 332,343 | 955,004 |
| 23 | | 1,746,987 | 1,524,360 | 222,627 | 217,273 | 965,731 |
| 24 | | 1,720,859 | 1,572,674 | 148,185 | 326,124 | 998,846 |
| 25 | | 1,720,623 | 1,541,585 | 179,038 | 375,481 | 2,104,257 |

注：収益的収支は消費税抜金額、資本的収支は消費税等を含む金額

イ 工業用水道事業

(単位：千円)

| 年度 | 区分 | 収益的収入 | 収益的支出 | 純利益 | 資本的収入 | 資本的支出 |
|----|----|---------|---------|--------|--------|---------|
| 21 | | 227,743 | 182,896 | 44,847 | 25,815 | 46,494 |
| 22 | | 235,543 | 178,495 | 57,048 | 0 | 183,632 |
| 23 | | 235,490 | 170,336 | 65,154 | 0 | 34,653 |
| 24 | | 238,741 | 177,038 | 61,703 | 5 | 64,706 |
| 25 | | 227,811 | 174,390 | 53,421 | 0 | 105,777 |

注：収益的収支は消費税抜金額、資本的収支は消費税等を含む金額

(6) 市債現在高の推移

(単位：千円)

| 区 分 | 平成24年度末 | 平成25年度末 | 平成26年度増減見込み | | 平成26年度末 見 込 額 |
|-----------------|------------|------------|----------------------|--------------------|------------------|
| | | | 平成26年度中 起 債 見 込 額 | 平成26年度中 元金償還見込額 | |
| 一 般 会 計 | | | | | |
| 総 務 | 1,926,035 | 2,302,318 | 1,528,100 | 132,711 | 3,697,707 |
| 民 生 | 1,038,185 | 1,006,376 | — | 75,984 | 930,392 |
| 衛 生 | 3,533,594 | 2,968,663 | 178,900 | 712,213 | 2,435,350 |
| 農 水 | 496,886 | 436,893 | 21,300 | 50,159 | 408,034 |
| 商 工 | 738,179 | 703,963 | 31,000 | 68,275 | 666,688 |
| 土 木 | 16,271,706 | 14,864,664 | 476,500 | 2,196,940 | 13,144,224 |
| 公 営 住 宅 | 592,050 | 604,889 | 386,900 | 68,741 | 923,048 |
| 消 防 | 368,968 | 374,946 | 703,900 | 78,525 | 1,000,321 |
| 教 育 | 3,350,912 | 3,646,878 | 582,400 | 245,583 | 3,983,695 |
| 災 害 復 旧 | 786,883 | 567,551 | 6,500 | 239,932 | 334,119 |
| 減 税 補 て ん 債 | 1,168,411 | 1,042,010 | — | 128,612 | 913,398 |
| 臨 時 税 収 補 て ん 債 | 275,863 | 222,914 | — | 54,064 | 168,850 |
| 臨 時 財 政 対 策 債 | 16,372,498 | 18,362,332 | 2,200,000 | 825,555 | 19,736,777 |
| 借 換 債 | 402,339 | 202,126 | — | 202,126 | 0 |
| 減 収 補 て ん 債 | 1,067,000 | 1,001,000 | — | 66,000 | 935,000 |
| 計 | 48,389,509 | 48,307,523 | 6,115,500 | 5,145,420 | 49,277,603 |
| 特 別 会 計 | | | | | |
| 貯 木 場 事 業 | 170,051 | 56,685 | — | 56,685 | 0 |
| 渡 海 船 事 業 | 60,808 | 49,250 | — | 11,634 | 37,616 |
| 住宅新築資金等貸付事業 | 19,766 | 15,872 | — | 5,321 | 10,551 |
| 平 尾 墓 園 事 業 | 118,640 | 109,754 | — | 13,320 | 96,434 |
| 公 共 下 水 道 事 業 | 37,095,814 | 36,690,274 | 2,296,300 | 2,169,985 | 36,816,589 |
| 国 民 健 康 保 険 事 業 | 200,000 | 150,000 | — | 50,000 | 100,000 |
| 介 護 保 険 事 業 | 42,202 | 21,101 | — | 21,101 | 0 |
| 工 業 用 地 造 成 事 業 | 915,400 | 833,867 | — | 262,992 | 570,875 |
| 計 | 38,622,681 | 37,926,803 | 2,296,300 | 2,591,038 | 37,632,065 |

(単位：千円)

| 区 分 | 平成24年度末 | 平成25年度末 | 平成26年度増減見込み | | 平成26年度末 見 込 額 |
|---------------|-----------|-----------|----------------------|--------------------|------------------|
| | | | 平成26年度中 起 債 見 込 額 | 平成26年度中 元金償還見込額 | |
| 企 業 会 計 | | | | | |
| 水 道 事 業 | 5,079,460 | 4,970,021 | 500,000 | 324,358 | 5,145,663 |
| 工 業 用 水 道 事 業 | 31,080 | 18,653 | 70,000 | 6,803 | 81,850 |
| 計 | 5,110,540 | 4,988,674 | 570,000 | 331,161 | 5,227,513 |

(7) 普通会計決算(財政指標)の推移

(単位：千円)

| 区分 | 年度 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 歳入総額 | ㉑ | 45,206,708 | 49,002,148 | 45,829,661 | 48,107,799 | 46,984,666 |
| 歳出総額 | ㉒ | 43,719,382 | 47,390,549 | 44,403,098 | 46,585,562 | 45,393,925 |
| 歳入歳出差引額 | (㉑ - ㉒) ㉓ | 1,487,326 | 1,611,599 | 1,426,563 | 1,522,237 | 1,590,741 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 | ㉔ | 531,028 | 414,120 | 241,635 | 332,431 | 697,041 |
| 実質収支 | (㉓ - ㉔) ㉕ | 956,298 | 1,197,479 | 1,184,928 | 1,189,806 | 893,700 |
| 単年度収支 | ㉖ | 5,166 | 241,181 | △ 12,551 | 4,878 | △ 296,106 |
| 積立金 | ㉗ | 510,000 | 849,095 | 203,858 | 878,450 | 772,669 |
| 繰上償還金 | ㉘ | 136,017 | 99,176 | 28,629 | - | - |
| 積立金取り崩し額 | ㉙ | 1,010,000 | - | 79,965 | 713,740 | 27,832 |
| 実質単年度収支 | (㉖ + ㉗ + ㉘ - ㉙) | △ 358,817 | 1,189,452 | 139,971 | 169,588 | 448,731 |
| 基準財政需要額 | 注：1 | 20,382,397 | 19,081,104 | 19,549,634 | 19,536,726 | 19,662,800 |
| 基準財政収入額 | 注：2 | 15,680,749 | 13,799,693 | 14,558,086 | 14,540,085 | 14,746,934 |
| 標準財政規模 | 注：3 | 26,644,710 | 25,937,989 | 26,507,565 | 27,002,231 | 27,426,143 |
| 財政力指数 | 単年度 | 0.769 | 0.723 | 0.745 | 0.744 | 0.750 |
| | 三年平均 | 0.850 | 0.800 | 0.746 | 0.737 | 0.746 |
| 注：4 | | | | | | |
| 実質収支比率 | (%) 注：5 | 3.6 | 4.6 | 4.5 | 4.5 | 3.3 |
| 公債費比率 | (%) 注：6 | 8.9 | 12.1 | 10.4 | 10.0 | 9.8 |
| 実績公債費比率 | (%) 注：7 | 9.1 | 7.2 | 6.4 | 6.8 | 6.5 |
| 積立金現在高 | | 10,460,366 | 11,519,757 | 12,085,882 | 12,121,787 | 12,928,379 |
| 地方債現在高 | | 47,146,269 | 48,217,443 | 47,143,950 | 47,671,250 | 47,776,886 |
| 債務負担行為額 | | 765,250 | 4,460,185 | 3,644,801 | 3,251,106 | 5,376,682 |
| 経常一般財源比率 | (%) 注：8 | 91.3 | 96.4 | 94.3 | 92.3 | 91.5 |
| 経常収支比率 | (%) 注：9 | (86.3) 81.2 | (85.0) 76.2 | (85.8) 78.6 | (88.0) 81.5 | (88.6) 80.1 |

注：1 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が標準的な水準で行政を行うために必要な経費のうち、一般財源で賄うべき額を合理的に算定した額をいう。

この性格及び算定上の基本的なものは、特定財源を充当される部分を除いて一般財源をもって賄われる額であること。客観的な「あるべき財政需要額」を算定するものであること。義務的性格や普遍性の高い経費を算定の対象とし、地域的特殊性、独自性の強い経費は必ずしも算入されるわけではないこと等である。

注：2 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において見込まれる市税、利子割交付金、特別とん譲与税譲与金等の一般財源収入を、一定の方法で算定した額である。

この性格及び算定上の基本的なものは、収入実績ではなく、客観的な「あるべき一般財源収入額」を算定するものであり、その算定にあたっては、徴収努力の大小が地方交付税に影響を与えることのないように、なるべく客観的、間接的な資料を用いることとされている。

注：3 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の計算方式によって算定されたもの。

$$\begin{aligned} \text{標準財政規模} &= (\text{基準財政収入額} - \text{市民税所得割における税源移譲相当額の25\%} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times \frac{100}{75} + \\ & (\text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}) \end{aligned}$$

注：4 財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値であり、地方公共団体の財政力を示す。

財政力指数は、必要とする一般財源に対して、制度上現実に収入される税収入等がどれだけあるかということを示す指標であり、この指標が高いほど財政力が強いといえる。

この指数が「1」を超えると普通交付税の不交付団体となり、「1」以下でも「1」に近いほど留保財源が多く、それだけ財源に余裕があるといえる。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

注：5 実質収支比率

実質収支額の標準財政規模に対する割合をいい、実質収支額が黒字の場合の比率は正数で、赤字の場合は負数であらわされる。おおむね標準財政規模の3%から5%程度が望ましいとされている。

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

$$\text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

$$\text{形式収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額}$$

注：6 公債費比率

公債費(地方債の元利償還に充てられる経費)に充てられた一般財源の標準財政規模を基礎として算出した一般財源に対する割合をいい、公債費の市への影響度を示すもので、この比率が増加すると、後年度の財政負担がかさみ、財政構造の弾力性が圧迫されることとなる。

$$\text{公債費比率} = \frac{A - (B + C)}{\text{標準財政規模} - C} \times 100$$

A：元利償還金

B：公債費充当特定財源

C：普通交付税で災害復旧費等基準財政需要額に算入されたもの

注：7 実質公債費比率

公債費比率と同様、公債費による財政負担の度合いを示す指標の一つで、この数値が一定基準以上になると起債の発行が制限されることとなる。

$$\text{実績公債費比率} = \frac{A - B}{C - B} \times 100$$

A：元利償還金・準元利償還金

B：算入公債費の額

C：標準財政規模

注：8 経常一般財源比率

標準財政規模に対する経常一般財源(毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されず、自由に使用しうる収入)の割合であり、市の収入の安定性と財政上の自立性がどの程度確保されているかを判断することができる。

$$\text{経常一般財源比率} = \frac{\text{経常一般財源}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

注：9 経常収支比率

容易に縮減することの困難な経常経費(人件費、扶助費、公債費等)に経常的一般財源がどの程度充当されているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するための指標であり、80%を超えると、弾力性を失いつつあると考えられる。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当の一般財源}}{(\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債})} \times 100 (\%)$$

なお、表内()は、平成12年度までは、経常一般財源等に減税補てん債を加えたもので、平成13年度以降は経常一般財源から減税補てん債及び臨時財政対策債を、平成20年度以降は経常一般財源から減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を除いたものである。